

# 令和5年度第2回福島県権利擁護推進会議 次第

日 時：令和6年1月24日（水）14：00～16：00

実施方法：参集（杉妻会館 3階 百合）及びオンライン（Zoom）

## 1 開 会

## 2 挨拶

## 3 議 題

- (1) 県内の高齢者及び障がい者虐待の状況等について 資料1-1～資料1-4
- (2) 権利擁護の取組に係る各計画素案について 資料2-1～資料2-2
- (3) 情報提供（日常生活自立支援事業の利用状況等について） 資料3
- (4) 意見交換

## 4 閉 会

### 【配付資料】

- |       |                                     |
|-------|-------------------------------------|
| 資料1-1 | 令和4年度における福島県内の高齢者虐待の状況について（概要）（1 P） |
| 資料1-2 | 令和4年度における福島県内の高齢者虐待の状況について（5 P）     |
| 資料1-3 | 福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況（13 P） |
| 資料1-4 | 成年後見制度利用促進に係る体制整備状況等について（15 P）      |
| 資料2-1 | 福島県高齢者福祉計画（素案）（権利擁護抜粋）について（19 P）    |
| 資料2-2 | 福島県障がい福祉計画（素案）（権利擁護抜粋）について（27 P）    |
| 資料3   | 日常生活自立支援事業の利用状況等について（33 P）          |

## 令和5年度第2回福島県権利擁護推進会議 出席者名簿

No.	分野	推薦団体	役職等	委員名	出欠	参加方法	備考	
1	学識経験者	一般社団法人福島県社会福祉士会	会長	まつもと きいち 松本 喜一	○	参集	副会長	
2	法曹	福島県弁護士会	高齢者・障害者権利擁護支援センター運営委員会委員長	まさき ひろやす 槇 裕康	○	参集		
3	権利擁護	福島県司法書士会 (公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートふくしま支部)	支部長	ましこ なおき 益子 直樹	○	参集		
4	権利擁護	一般社団法人福島県社会福祉士会	市町村体制整備アドバイザー	たにがわ ひとみ 谷川 ひとみ	○	参集		
5	権利擁護	福島県行政書士会(公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター福島県支部)	副支部長	かわしま かずのり 川島 一紀	○	参集		
6	保健医療	一般社団法人福島県医師会	常任理事	はら ひさお 原 寿夫	○	参集	会長	
7	保健医療	公益社団法人福島県看護協会	郡山支部長	あべ はつえ 阿部 初江	○	参集		
8	高齢福祉	一般社団法人福島県老人福祉施設協議会	副会長	えんどう ゆきえ 遠藤 由貴恵	○	オンライン		
9	高齢福祉	一般社団法人福島県介護支援専門員協会	会長	いちはし のりこ 逸持治 典子	欠			
10	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会	地域福祉課長	わたなべ せいいち 渡辺 誠一	○	参集		
11	高齢福祉	社会福祉法人福島県社会福祉協議会地域包括・在宅介護支援センター協議会	役員	かんの みきこ 菅野 美樹子	○	参集		
12	高齢福祉	公益社団法人認知症の人と家族の会	福島県支部世話人	はせがわ きょうこ 長谷川 京子	○	参集		
13	障がい福祉	一般社団法人福島県手をつなぐ親の会連合会	会長	ななみや ひろし 七宮 弘	○	参集		
14	障がい福祉	障がい者基幹相談支援センター	一般社団法人8色(はちいろ)基幹相談支援センターふたばセンター長	えんどう はやと 遠藤 隼人	○	参集		
15	行政	市町村(市)	須賀川市長寿福祉課長	ふるかわ かずお 古川 一夫	○	参集		
16	行政	市町村(町村)	三春町保健福祉課長	さくま みよこ 佐久間 美代子	○	参集		
17	行政	福島県警察本部	生活安全部少年女性安全対策課長	かんなり じゅん 神成 淳	○	参集	代理：人身安全対策第三係長 福井 和也	
18	行政	福島県生活環境部消費生活課	課長	こくぶん あきこ 國分 亮子	○	参集		
19	オブザーバー	福島家庭裁判所	次席書記官	いそがみ むつこ 磯上 睦子	○	参集		
					出席	18	参集	17
					欠席	1	オンライン	1
					総数	19		

(事務局)

1	福島県保健福祉部 高齢福祉課	課長	渡辺 春吉
2		主幹兼副課長	長 沼 武志
3		主任主査	小 幡 圭
4		副主査	高 山 詩織
5		副主査	國 井 圭介
6		主事	田 中 めぐみ
7	社会福祉課	副主査	渡 部 貴麻
8	障がい福祉課	副主査	川 口 光士郎
9		主事	佐 藤 毅之

## 令和 4 年度における福島県内の高齢者虐待の状況について（概要）

（対象期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日）

※ 本資料は厚生労働省が実施した令和 4 年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査における県内各市町村の回答内容をもとに作成しております。

### 1 件数

		R 3	R 4	増減
養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報件数	22 件	32 件	10 件
	虐待と判断した件数	8 件	9 件	1 件
養護者による高齢者虐待	相談・通報件数	525 件	555 件	30 件
	虐待と判断した件数	302 件	240 件	△62 件

### 2 養介護施設従事者等による高齢者虐待

- (1) 相談・通報件数、虐待と判断した件数はいずれも過去最多で 2 年連続増加。  
※全国でも同様。
- (2) 相談・通報者の内訳は、「当該施設職員」が最も多く、「家族・親族」「当該施設元職員」の順。※全国では「当該施設管理者」が 2 番目に多い。
- (3) 虐待の種別は「心理的虐待」が最も多く、「身体的虐待」「介護等放棄」「性的虐待」の順。※全国では「身体的虐待」が最も多い。
- (4) 虐待の発生要因は、「教育・知識・介護技術等に関する問題」「チームケア体制が不十分」が最も多く、次いで「虐待防止の取組が不十分」「管理体制が不十分」「職員間の関係の悪さ」「虐待者の性格や資質の問題」等。
- (5) 虐待による死亡事案はなし。  
※小野町の事案は令和 5 年度虐待認定により含まれていない。

### 3 養護者による高齢者虐待

- (1) 相談・通報件数は増加、虐待と判断した件数は減少。  
※全国的には相談・通報件数は過去最多で 10 年連続増加、虐待と判断した件数は横ばい傾向。
- (2) 相談・通報者の種別は、「介護支援専門員」が最も多く、「警察」「家族・親族」の順。※全国では「警察」が最も多い。
- (3) 虐待の種別は、「身体的虐待」が最も多く、「心理的虐待」「介護等放棄」「経済的虐待」の順。※全国でも同様。
- (4) 被虐待者からみた虐待者の続柄は「息子」が最も多く、「夫」「娘」の順。  
※全国でも同様。
- (5) 虐待者の年齢で最も多いのは「50～59 歳」で、「40～49 歳」「60～64 歳」の順。※全国でも同様。

- (6) 虐待の発生要因は、被虐待者側の要因として「認知症の症状」が最も多く、虐待者側の要因として「被虐待者との虐待発生までの人間関係」が最も多く、「知識や情報の不足」「精神状態が安定していない」「理解力の不足や低下」の順。
- (7) 成年後見制度の利用については、「利用開始済」と「利用手続き中」を合わせて16件、うち市町村長申立が15件。日常生活自立支援事業の利用開始は2件。
- (8) 虐待による死亡事案1件あり。

## 5 県の取組

### (1) 令和5年度の実施状況

(委託先：ア～オ 福島県社会福祉士会、カ 福島県看護協会)

#### ア 市町村向け相談窓口の設置及び専門職派遣 (委託)

- ・ 電話相談：12件
- ・ 専門職派遣：13件 (9市町村) ※12月末時点

#### イ 養介護施設従事者による虐待対応研修 (委託)

##### 【オンライン】

- ・ 日時：令和5年7月19日、7月25日 ※2回配信
- ・ 参加対象者：市町村、県保健福祉事務所職員
- ・ 参加者数：計40名

##### 【集合型】

- ・ 日時：令和5年8月4日
- ・ 会場：福島県農業総合センター
- ・ 参加対象者：市町村、県保健福祉事務所職員
- ・ 参加者数：32名

#### ウ 養護者による虐待対応研修 (委託)

- ・ 日時：令和5年11月1日～11月30日
- ・ 実施方法：オンデマンド配信
- ・ 参加対象者：市町村、地域包括支援センター、県保健福祉事務所職員
- ・ 視聴アカウント数：130

#### エ 権利擁護推進員養成研修 (委託)

- ・ 日時：令和5年8月22日、9月15日 (2日間)
- ・ 実施方法：8月22日 オンライン  
9月15日 集合型 (会場：郡山商工会議所)
- ・ 参加対象者：介護施設等の施設長、介護主任等、施設等内において指導的立場にある職員。
- ・ 修了者数：54名

オ 高齢者施設向け虐待防止研修（委託）

【集合型】

- ・ 日時：令和5年11月16日
- ・ 会場：ビッグパレットふくしま
- ・ 参加対象者：介護施設等の職員
- ・ 参加者数：154名

【オンライン】[予定]

- ・ 日時：令和6年1月30日
- ・ 参加対象者：介護施設等の職員

カ 看護実務者研修（委託）

- ・ 日時：令和5年12月6日、7日（2日間）
- ・ 会場：福島県看護会館みらい
- ・ 参加対象者：介護施設等の現場において、実際に保健医療サービス及び福祉サービスを提供している看護職員。
- ・ 修了者数：90名

(2) 今後の取組

県内の高齢者虐待事案が増加していることから、引き続き市町村への専門職派遣及び各種研修を実施するとともに、高齢者施設向け研修の充実を図る。



## 令和4年度における福島県内の高齢者虐待の状況について

(対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日)

令和6年1月24日 高齢福祉課

高齢者虐待防止法第25条に基づき、高齢者虐待状況を公表します。

## ◎養介護施設従事者等による高齢者虐待

## 1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報件数※1	8件	22件	32件
虐待の事実が認められた事例の件数	4件	8件	9件

※1 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

## 2 相談・通報者（重複あり）

	R2年度	R3年度	R4年度
本人による届出			1人
家族・親族	1人	3人	9人
当該施設・事業所職員		9人	11人
当該施設・事業所元職員	1人	2人	6人
施設・事業所の管理者等	3人	2人	2人
医療機関従事者（医師含む）			3人
介護支援専門員	1人		
介護相談員	1人		
地域包括支援センター職員	2人	2人	1人
社会福祉協議会職員			
国民健康保険団体連合会			
都道府県から連絡		5人	
警察			1人
その他、不明（匿名を含む）	2人	2人	1人

## 3 虐待の状況

区分	施設・事業所の種別	高齢者虐待の種別	被虐待者の状況（当時）			虐待を行った従事者等の職種	深刻度※2	虐待事例への対応状況
			性別	年齢階級	要介護度			
事案1	認知症グループホーム	介護等放棄	女	95～99歳	要介護3	不特定多数	4（最重度）	改善計画の提出
事案2	特別養護老人ホーム	身体的虐待 心理的虐待 性的虐待	男2 女3	80～99歳	要介護4,5	介護職 管理職	-	改善勧告
事案3	有料老人ホーム	心理的虐待	女	80～84歳	要介護3	介護職	2（中度）	改善計画の提出
事案4	認知症グループホーム	身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待	女	95～99歳	要介護3	介護職	2（中度）	改善計画の提出
事案5	特別養護老人ホーム	身体的虐待 心理的虐待	女	70～74歳	要介護4	介護職	3（重度）	改善計画の提出
事案6	通所介護	心理的虐待	不明	不明	不明	介護職 管理職	-	施設等に対する指導
事案7	特別養護老人ホーム	身体的虐待	女	85～89歳	要介護3	介護職	-	施設等に対する指導
事案8	特別養護老人ホーム	心理的虐待	女	85～89歳	要介護5	介護職	1（軽度）	改善計画の提出
事案9	介護老人保健施設	身体的虐待 介護等放棄 心理的虐待 性的虐待	男	80～84歳	要介護4	不特定多数	-	改善計画の提出

※2 虐待による被害の程度を4区分で判断。複数名で判断した場合のみ計上している。

## ◎養護者による高齢者虐待

### 1 相談・通報件数及び虐待の事実が認められた事例の件数（年度内）

	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報件数※3	605 件	525 件	555 件
虐待の事実が認められた事例の件数※4	321 件	302 件	240 件

※3 相談・通報内容が多岐にわたる場合でも1件と計上している。

※4 虐待内容が多岐にわたる場合及び1人の養護者が複数の高齢者を虐待している場合も1件と計上している。

### 2 相談・通報者（重複あり）

	R2年度	R3年度	R4年度
介護支援専門員	201 人	165 人	176 人
介護保険事業所職員	31 人	39 人	24 人
医療機関従事者	33 人	29 人	17 人
近隣住民・知人	14 人	17 人	23 人
民生委員	14 人	9 人	13 人
被虐待者本人	42 人	32 人	47 人
家族・親族	49 人	53 人	54 人
虐待者自身	11 人	6 人	8 人
当該市町村の行政職員	44 人	26 人	27 人
警察	180 人	153 人	168 人
その他、不明（匿名含む）	62 人	36 人	28 人

### 3 相談・通報に関する事実確認の状況（年度内）

	R2年度	R3年度	R4年度
事実確認を行った事例	596 件	520 件	536 件
立入調査以外の方法（訪問調査等）により調査を行った	595 件	519 件	533 件
立入調査により調査を行った	1 件	1 件	3 件
事実確認を行っていない事例	9 件	5 件	19 件
虐待ではなく事実確認不要と判断した	5 件	3 件	15 件
後日、事実確認を予定している又は要否を検討中	4 件	2 件	4 件

### 4 虐待の種別（重複あり）

	R2年度	R3年度	R4年度
身体的虐待	200 件	194 件	149 件
介護等の放棄	80 件	73 件	60 件
心理的虐待	152 件	130 件	120 件
性的虐待	2 件	1 件	
経済的虐待	63 件	64 件	48 件

### 5 被虐待高齢者の状況

#### (1) 被虐待高齢者の性別※5

	R2年度	R3年度	R4年度
男性	81 人	75 人	62 人
女性	245 人	231 人	184 人
計	326 人	306 人	246 人

※5 1件の事例に対し複数の場合があるため、被虐待高齢者数は虐待と認定した件数と一致しない。

#### (2) 被虐待高齢者の年齢※5

	R2年度	R3年度	R4年度
65～69歳	31 人	20 人	17 人
70～74歳	57 人	47 人	32 人
75～79歳	76 人	61 人	57 人
80～84歳	55 人	61 人	50 人
85～89歳	55 人	67 人	57 人
90歳以上	52 人	50 人	33 人
不明			
計	326 人	306 人	246 人

(3) 被虐待高齢者の要介護認定の状況※5

	R2年度	R3年度	R4年度
未申請	97人	84人	59人
申請中	6人	9人	9人
認定済み	212人	204人	173人
認定非該当(自立)	11人	8人	5人
不明		1人	
計	326人	306人	246人

(3) - 1 要介護認定者の要介護状態区分

	R2年度	R3年度	R4年度
要支援1	17人	10人	10人
要支援2	12人	18人	16人
要介護1	48人	44人	44人
要介護2	48人	47人	33人
要介護3	44人	37人	38人
要介護4	29人	32人	20人
要介護5	14人	15人	12人
不明		1人	
計	212人	204人	173人

(3) - 2 要介護認定者の認知症日常生活自立度

	R2年度	R3年度	R4年度
自立又は認知症なし	7人	13人	13人
自立度Ⅰ	46人	31人	42人
自立度Ⅱ	72人	70人	56人
自立度Ⅲ	67人	69人	38人
自立度Ⅳ	17人	14人	16人
自立Ⅲ	2人	3人	3人
認知症はあるが自立度不明※6		4人	1人
認知症の有無が不明	1人		4人
計	212人	204人	173人

※6 「認知症はあるが自立度は不明」には「自立度Ⅱ以上」の他「自立度Ⅰ」が含まれている可能性がある。

(3) - 3 要介護認定者の介護保険サービス利用状況

	R2年度	R3年度	R4年度
介護サービスを受けている	166人	172人	141人
過去受けていたが判断時点では受けていない	11人	7人	5人
過去も含め受けていない	35人	24人	27人
不明		1人	
計	212人	204人	173人

6 虐待を行った養護者(虐待者)の状況

(1) 被虐待高齢者における虐待者との同居・別居の状況※5

	R2年度	R3年度	R4年度
虐待者とのみ同居	160人	161人	117人
虐待者及び他家族と同居	130人	117人	103人
虐待者と別居	34人	26人	25人
その他(不明含む)	2人	2人	1人
計	326人	306人	246人

(2) 被虐待高齢者の家族形態※5

	R2年度	R3年度	R4年度
単独世帯	13 人	15 人	16 人
夫婦のみ世帯	58 人	49 人	45 人
未婚の子と同居	121 人	96 人	87 人
配偶者と離別・死別等した子と同居	49 人	58 人	20 人
子夫婦と同居	55 人	46 人	38 人
その他の親族と同居（子と同居せず、子以外の親族と同居している場合）	13 人	22 人	23 人
非親族と同居（2人以上の世帯員から成る世帯のうち、親族関係にない人がいる場合）	6 人	5 人	6 人
その他（既婚の子も未婚の子も同居している場合、本人が入所・入院している場合、上記以外に該当しない場合等）	11 人	15 人	11 人
不明			
計	326 人	306 人	246 人

(3) 被虐待高齢者から見た虐待者の続柄※7

	R2年度	R3年度	R4年度
配偶者（夫）	65 人	61 人	52 人
配偶者（妻）	14 人	16 人	17 人
息子	151 人	129 人	100 人
娘	51 人	63 人	49 人
息子の配偶者（嫁）	15 人	14 人	8 人
娘の配偶者（婿）	6 人	4 人	5 人
兄弟姉妹	8 人	8 人	7 人
孫	10 人	10 人	5 人
その他（不明含む）	22 人	12 人	12 人

※7 虐待者の人数は、被虐待者ごとにカウントしているため延べ人数

(4) 虐待者の年齢

	R2年度	R3年度	R4年度
20歳未満	1 人		
20～29歳	5 人	11 人	3 人
30～39歳	15 人	11 人	16 人
40～49歳	66 人	56 人	32 人
50～59歳	81 人	81 人	76 人
60～64歳	37 人	43 人	31 人
65～69歳	40 人	31 人	20 人
70～74歳	32 人	24 人	21 人
75～79歳	27 人	16 人	17 人
80～84歳	20 人	28 人	20 人
85～89歳	6 人	12 人	9 人
90歳以上	3 人	2 人	6 人
不明	9 人	2 人	4 人

7 虐待の事実が認められた事例への対応状況

(1) - 1 虐待への対応策としての分離の有無※8

	R2年度	R3年度	R4年度
虐待者から分離を行った事例	128 件	88 件	91 件
被虐待者と虐待者を分離していない事例	138 件	158 件	122 件
現在対応について検討・調整中の事例	36 件	14 件	7 件
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居、入院、入所等）	41 件	62 件	47 件
その他	17 件	28 件	24 件

※8 対象年度以前に通報・届出があったものも含まれるため、合計件数は被虐待者数と一致しない。

(1) - 2 分離を行った事例の対応の内訳

	R2年度	R3年度	R4年度
契約による介護保険サービスの利用	36件	20件	26件
やむを得ない事由等による措置	34件	20件	31件
緊急一時保護	7件	4件	4件
医療機関への一時入院	17件	20件	14件
上記以外の住まい・施設等の利用	22件	16件	9件
虐待者を高齢者から分離(転居等)	6件	4件	4件
その他	6件	4件	3件
計	128件	88件	91件

(1) - 3 分離をしていない事例の対応の内訳 (複数回答あり)

	R2年度	R3年度	R4年度	
経過観察(見守り)	30件	35件	28件	
経過観察以外の対応	養護者に対する助言・指導	68件	99件	69件
	養護者が介護負担軽減のための事業に参加	1件	5件	2件
	被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	11件	10件	15件
	既に介護保険サービスを受けているが、ケアプランを見直し	42件	53件	47件
	被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	2件	11件	4件
	その他	35件	36件	15件

(2) 権利擁護に関する対応

	R2年度	R3年度	R4年度
成年後見制度	25件	15件	16件
利用開始済(年度内)	21件	10件	7件
利用手続き中	4件	5件	9件
【内数】市町村長申立	22件	15件	15件
日常生活自立支援事業利用開始	2件	4件	2件

◎福島県内の高齢者虐待の状況について(平成18年度～)

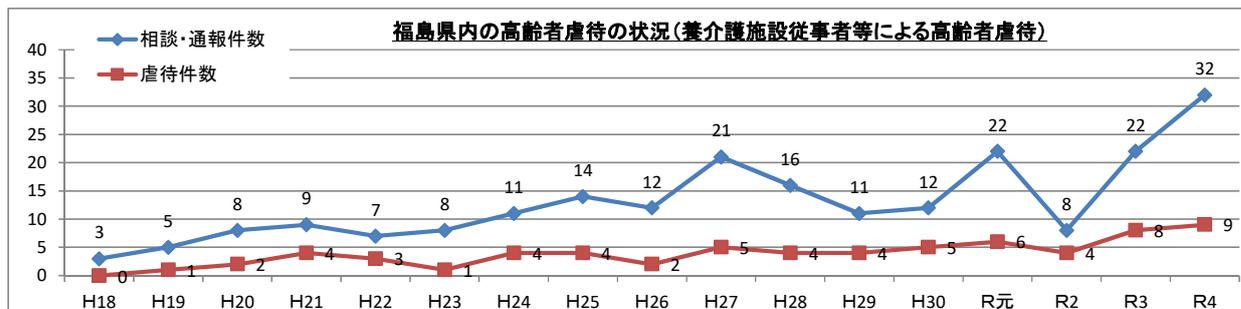
1 養介護施設従事者等による高齢者虐待

(1) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報件数	3件	5件	8件	9件	7件	8件	11件	14件	12件	21件	16件	11件	12件	22件	8件	22件	32件
虐待件数	0件	1件	2件	4件	3件	1件	4件	4件	2件	5件	4件	4件	5件	6件	4件	8件	9件

(2) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報件数	273件	379件	451件	408件	506件	687件	736件	962件	1,120件	1,640件	1,723件	1,898件	2,187件	2,267件	2,097件	2,390件	2,795件
虐待件数	54件	62件	70件	76件	96件	151件	155件	221件	300件	408件	452件	510件	621件	644件	595件	739件	856件



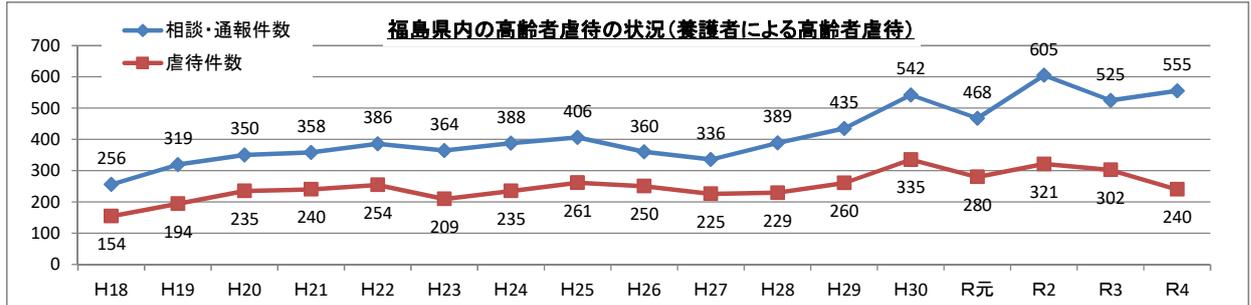
## 2 養護者による高齢者虐待

### (1) 福島県内の高齢者虐待の状況

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報件数	256件	319件	350件	358件	386件	364件	388件	406件	360件	336件	389件	435件	542件	468件	605件	525件	555件
虐待件数	154件	194件	235件	240件	254件	209件	235件	261件	250件	225件	229件	260件	335件	280件	321件	302件	240件

### (2) 全国の高齢者虐待の状況【参考】

	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度
相談・通報件数	18,390件	19,971件	21,692件	23,404件	25,315件	25,636件	23,843件	25,310件	25,791件	26,688件	27,940件	30,040件	32,231件	34,057件	35,774件	36,378件	38,291件
虐待件数	12,569件	13,273件	14,889件	15,615件	16,668件	16,599件	15,202件	15,731件	15,739件	15,976件	16,384件	17,078件	17,249件	16,928件	17,281件	16,426件	16,669件



【参考】

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）

【平成18年4月1日施行】

（第25条）

「都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。」

※その他厚生労働省令で定める事項とは

- ①虐待があった養介護施設等の種別
- ②虐待を行った養介護施設従事者等の職種

○高齢者虐待とは

・高齢者を65歳以上とし、養護者または養介護施設従事者等による次の行為

- ①身体的虐待
- ②介護・世話の放棄・放任
- ③心理的虐待
- ④性的虐待
- ⑤経済的虐待

○養介護施設とは

- ・老人福祉法に規定される老人福祉施設、有料老人ホーム
- ・介護保険法に規定される介護老人福祉施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターなど

○養介護事業とは

- ・老人福祉法に規定される老人居宅生活支援事業
- ・介護保険法に規定される居宅サービス事業、介護予防サービス事業など

○養介護施設従事者等とは

- ・養介護施設又は養介護事業の業務に従事する者

○市町村の役割

・高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援について一義的に責任を持つ。

○ 県の役割

- ・市町村間の連絡調整、市町村への情報提供等を行うとともに、養介護施設従事者等の虐待について市町村からの報告を受けたときは、老人福祉法や介護保険法に基づく対応を行う。
- ・養介護施設従事者等による虐待の状況等の公表を行う。

※ 高齢者虐待防止法の一部改正（平成24年10月1日施行）

・65歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、高齢者とみなして、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する規定を適用することとなった。



## 福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

（第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。）

		令和元年度								令和2年度	
1	件数	8件								2件	
2	虐待の種別	心理的虐待	身体的虐待	性的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	心理的虐待	身体的・心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	療養介護	障害者支援施設	グループホーム	生活介護	障害者支援施設	生活介護	重度訪問介護	施設入所支援	就労継続支援B型	生活介護
4	虐待を行った従業員等の職種	看護師	生活支援員	サービス管理責任者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	ヘルパー	生活支援員	職業指導員	生活支援員
5	虐待に対して採った措置	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。調査継続中。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による行政指導あり。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況  
(単位:件)

年度	令和元年度	令和2年度
相談・通報件数	59	91

## 福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年6月24日法律第79号）第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

（第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。）

		令和3年度					
1	件数	6件					
2	虐待の種別	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的虐待	身体的、心理的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	障害者支援施設	生活介護	療養介護	グループホーム	グループホーム	就労継続支援B型
4	虐待を行った従業員等の職種	生活支援員	生活支援員	看護職員	生活支援員	管理者	管理者
5	虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。中核市による指導。	聞き取り調査に入り、事情を確認。施設の管理者は事実を認め、今後改善する旨の回答。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況  
(単位:件)

年度	令和3年度
相談・通報件数	73

## 福島県内の障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成23年6月24日法律第79号)第20条の規定により公表することとされている障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待の状況等は以下のとおりです。

(第20条 都道府県知事は、毎年度、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の状況、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に採った措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。)

		令和4年度									
1	件数	10件									
2	虐待の種別	性的、心理的虐待	心理的虐待	心理的虐待、放棄、放置	身体的虐待	身体、心理的虐待	身体的虐待	経済的虐待	身体的、心理的虐待	身体的虐待	心理的虐待
3	虐待があった施設等の種別	就労継続支援B型	就労継続支援A型	グループホーム	放課後等デイサービス	放課後等デイサービス	障害者支援施設	グループホーム	生活介護	重度訪問介護	グループホーム
4	虐待を行った従業員等の職種	職業指導員	サービス管理責任者	設置者・経営者	管理者	管理者	生活支援員	生活支援員	生活支援員	その他従事者	世話人
5	虐待に対して採った措置	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。	施設に対する調査を行い、適切な対応と改善報告の提出指示及び改善状況の確認。中核市による指導。

【参考】福島県内の養護者による障がい者虐待の状況

(単位:件)

年度	令和4年度
相談・通報件数	97

## 成年後見制度利用促進に係る体制整備状況等について

## 1 県内の体制整備状況（令和5年4月1日時点）

## (1) 中核機関

	市町村数	市町村名
整備済	30 (51%)	福島市、郡山市、須賀川市、田村市、三春町、小野町、白河市、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、塙町、鮫川村、喜多方市、西会津町、南会津町、只見町 会津若松市、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町 ※広域整備 檜葉町、いわき市
令和5年度整備予定	0	
令和6年度整備予定	19	
検討中	5	
未定	5	

## ○ 現状・課題

- ・ 国の第二期成年後見制度利用促進基本計画（R4～R8）が開始され、全市町村で令和6年度までに中核機関を整備することが示されている。
- ・ 令和5年4月1日現在、県内の約半数にあたる、30市町村において中核機関整備済。
- ・ 整備が進まない理由としては、市町村の知識・認識不足、業務多忙かつ優先順位が低い（必要性を把握していない）、関係機関や広域連携に係る近隣市町村との調整が困難、委託先や担い手の社会資源の不足等。

## (2) 市町村計画

	市町村数	市町村名
策定済	38 (64%)	福島市、二本松市、川俣町、郡山市、須賀川市、田村市、石川町、平田村、浅川町、三春町、小野町、古殿町、白河市、西郷村、中島村、棚倉町、矢祭町、会津若松市、北塩原村、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、

		柳津町、金山町、昭和村、会津美里町、三島町、下郷町、只見町、南会津町、檜枝岐村、広野町、檜葉町、大熊町、いわき市
令和5年度策定予定	7	
令和6年度策定予定	4	
検討中	6	
未定	4	

○ 現状・課題

- ・ 令和5年4月1日現在、県内の約6割にあたる、38市町村において計画策定済。
- ・ 計画の位置付けとしては、各市町村の「地域福祉計画」や、「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「障がい福祉計画」などの計画と一体的に策定している市町村が多く、単体で策定している自治体もある。

## 2 県の取組

(1) 令和5年度の実施状況

(委託先：福島県社会福祉士会)

ア 市町村向け相談窓口の設置及び専門職派遣 (委託)

- ・ 電話相談：36件
- ・ 専門職派遣：73回 (38市町村) ※12月末時点

イ 行政担当職員向け研修 (委託)

- ・ 日時：令和5年5月23日
- ・ 実施方法：オンライン
- ・ 参加対象者：市町村、県保健福祉事務所職員
- ・ 参加者数：119名

ウ 市町村長申立に関する研修会 (委託)

- ・ 日時：令和5年10月25日
- ・ 実施方法：オンライン
- ・ 参加対象者：市町村、中核機関、県保健福祉事務所職員
- ・ 参加者数：64名

エ 意思決定支援研修 (委託) [予定]

- ・ 日時：令和6年2月7日
- ・ 実施方法：オンライン
- ・ 参加対象者：成年後見人等 (受任予定者含む)、市町村、中核機関職員

オ 中核機関情報交換会（委託）

（第1回）

- ・ 日時：令和5年10月3日
- ・ 会場：郡山市総合福祉センター
- ・ 参加対象者：市町村、中核機関職員
- ・ 参加者数：46名

（第2回）[予定]

- ・ 日時：令和6年2月21日
- ・ 実施方法：オンライン
- ・ 参加対象者：市町村、中核機関職員

(2) 今後の取組

ア 引き続き令和6年度までの体制整備に向け、市町村への研修会等の実施や体制整備及び機能強化に係る支援として市町村への専門職派遣を行う。

イ 本協議会を活用し、市民後見人や法人後見実施団体の担い手の確保・育成に向けた検討を関係者と進める。



(権利擁護抜粋)

# ふくしま高齢者すこやかプラン (仮)

第10次福島県高齢者福祉計画・第9次福島県介護保険事業支援計画

素案

令和 6 年 3 月

福 島 県

# 第5章 高齢者が安心して暮らせる環境の整備

## 第1節 高齢者の権利擁護の推進

### 1 高齢者虐待防止対策の推進

#### <現状と課題>

#### (1) 高齢者虐待防止対策の推進

- 高齢者への虐待が深刻な社会問題となっていることを受け、平成18年4月に高齢者の尊厳の保持、高齢者の権利擁護を目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され、法律において、市町村を対応・対策の第一義的な担い手として位置付け、高齢者虐待の早期発見・早期対応を図るとともに、養護者（家族など）への支援を行いその介護負担等の軽減を図ることとされています。
- また、養介護施設従事者等（施設職員など）による虐待についても、老人福祉法や介護保険法に規定する権限により適切な対応を図ることが必要です。
- 高齢者虐待に対する適切な支援を行うためには、市町村において関係機関・民間団体等との連携協力体制（高齢者虐待防止ネットワーク）を構築する必要がある、本県では既に全市町村で構築されていますが、構成員となる専門職の確保やその円滑な運営等が課題となっています。
- 平成22年3月に福島県弁護士会と福島県社会福祉士会により、「福島県高齢者虐待対応専門職チーム」が結成され、市町村の高齢者虐待対応について専門職の立場から助言を行う等支援を行っています。
- 令和3年度介護報酬改定により、全ての介護サービス事業者において、高齢者虐待防止の体制整備が令和6年4月1日から義務化されるため、虐待防止対策をより一層強化していく必要があります。

#### 市町村における高齢者虐待の認定件数

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
養介護施設従事者等によるもの	4件	8件	9件
養 護 者 に よ る も の	321件	302件	240件

#### (2) 身体拘束の廃止

- 介護保険法の施行により、介護保険施設等における身体拘束が原則として禁止されましたが、現状においては身体拘束廃止についての施設職員や入所者の家族の理解がまだまだ十分ではないなどの実態から、身体拘束を行っている施設の割合は減少

してはいるものの身体拘束ゼロまでには至ってはいません。

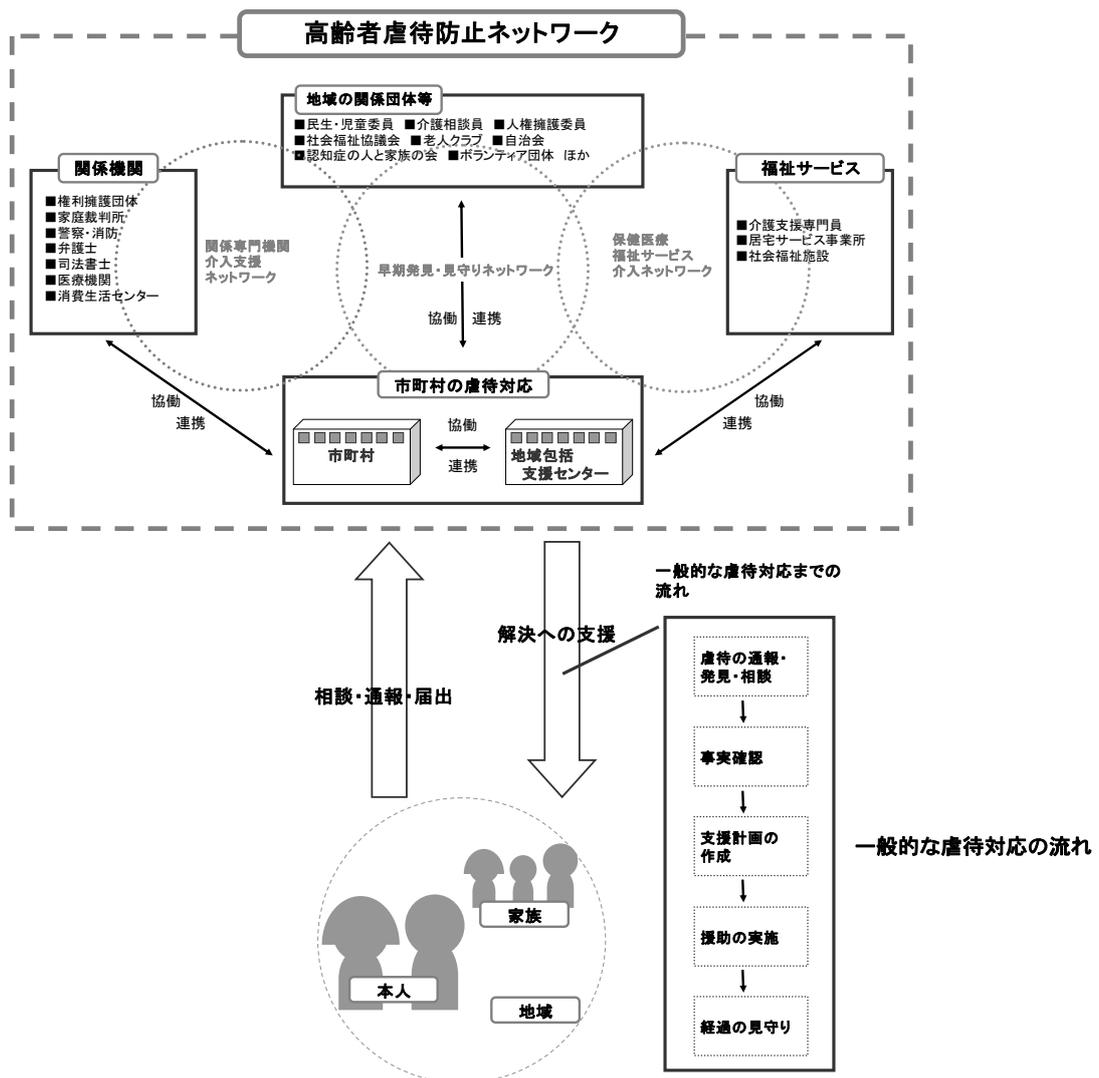
- 身体拘束は、人権侵害の観点から問題があるだけでなく、高齢者の身体機能の低下をまねき、寝たきりや認知機能が低下し、認知症につながるおそれもあります。

## <施策の方向>

### (1) 高齢者虐待防止対策の推進

- 高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者の保護や虐待を行った養護者への対応が適切に行われるよう、市町村における連携協力体制の構築とその円滑な運営に向けて、高齢者虐待に関係する全県組織を持つ団体や行政機関等を構成員とする「福島県権利擁護推進会議」を設置し、庁内連携も行いながら、市町村のネットワーク構築における専門職の確保、円滑な運営等について支援します。
- 高齢者虐待の未然防止及び虐待が発見された場合の適切な対応を図るためには、市町村、関係機関等における職員の対応能力の向上が不可欠であることから、虐待を受けた高齢者や虐待を行った養護者等への適切な支援を行うことができるよう、必要な研修等を実施し、一層の充実に努めます。

高齢者虐待防止ネットワークの概要（※市町村における構築例）



## (2) 身体拘束の廃止

- 福島県権利擁護推進会議において、身体拘束の廃止に向けた取組を推進します。
- 虐待防止と併せて身体拘束廃止の取組を施設内での指導的立場から推進することができる介護職員や看護職員を対象とした研修を実施し、施設等職員が適切なケアを提供していくための専門性や資質の向上を図ります。
- 県ホームページに身体拘束に関する内容を掲載し、県民への周知を図ります。

### <具体的な取組・目標値>

#### ① 福島県権利擁護推進会議の設置

外部有識者により構成する推進会議を設置し、虐待防止、身体拘束廃止及び成年後見制度を含む高齢者及び障がい者の権利擁護の推進に係る市町村支援や高齢者及び障がい者への対応等の課題解決に向け協議します。

#### ② 高齢者虐待対応に係る市町村支援

市町村が対応する高齢者虐待事案について円滑な対応が取られるようにするため、社会福祉士や弁護士の専門職を派遣し、市町村支援を行います。

#### ③ 高齢者虐待対応基礎研修

高齢者虐待を担当する市町村職員等を対象に、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待における通報受理後等の対応力向上を図るための研修を行います。

#### ④ 権利擁護推進員養成研修

高齢者施設等に勤務する指導的立場の職員を対象に、高齢者虐待の潜在化防止等の取組の習得により、現場での権利擁護の取組を指導する人材を養成します。

#### ⑤ 高齢者虐待防止研修

高齢者施設等に勤務する職員を対象に、高齢者虐待の潜在化防止等を行うため、高齢者虐待防止法や、令和6年4月1日から義務化される高齢者虐待防止の体制整備等について研修を実施します。

#### ⑥ 看護実務者研修

高齢者施設に勤務する看護職員を対象に、高齢者の権利擁護に必要な援助等を行うための実践的な知識・技術を習得するための研修を実施します。

事業・施策等名	目標・指標名	現況値 (令和4年度)	指標・目標値 (令和8年度)	備考
権利擁護推進員養成研修	研修修了者数(累計)	73人	270人	
看護実務者研修	研修修了者数(累計)	436人	710人	

## 2 成年後見制度の利用促進

### <現状と課題>

- 認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が十分でない方の権利を守るため、平成28年5月に成年後見制度利用促進法（以下「利用促進法」という）が施行され、令和4年3月には第二期成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という）が閣議決定されました。
- 基本計画では、「地域共生社会の実現」の目的に向け、尊厳ある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするために、権利擁護支援のための地域連携ネットワークづくりの推進が掲げられています。
- 市町村は、利用促進法及び基本計画に基づき、令和6年度までに市町村計画の策定と中核機関及び協議会の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体的・計画的に取り組むよう求められています。
- しかしながら、令和4年度末時点において、市町村計画の策定は36自治体、中核機関の設置は27自治体と整備等が遅れている状況であり、認知症高齢者の増加等により成年後見制度利用への潜在的な需要はあるところですが、必要な高齢者等への制度利用へ繋がっていないのが現状です。



出典：厚生労働省

### <施策の方向>

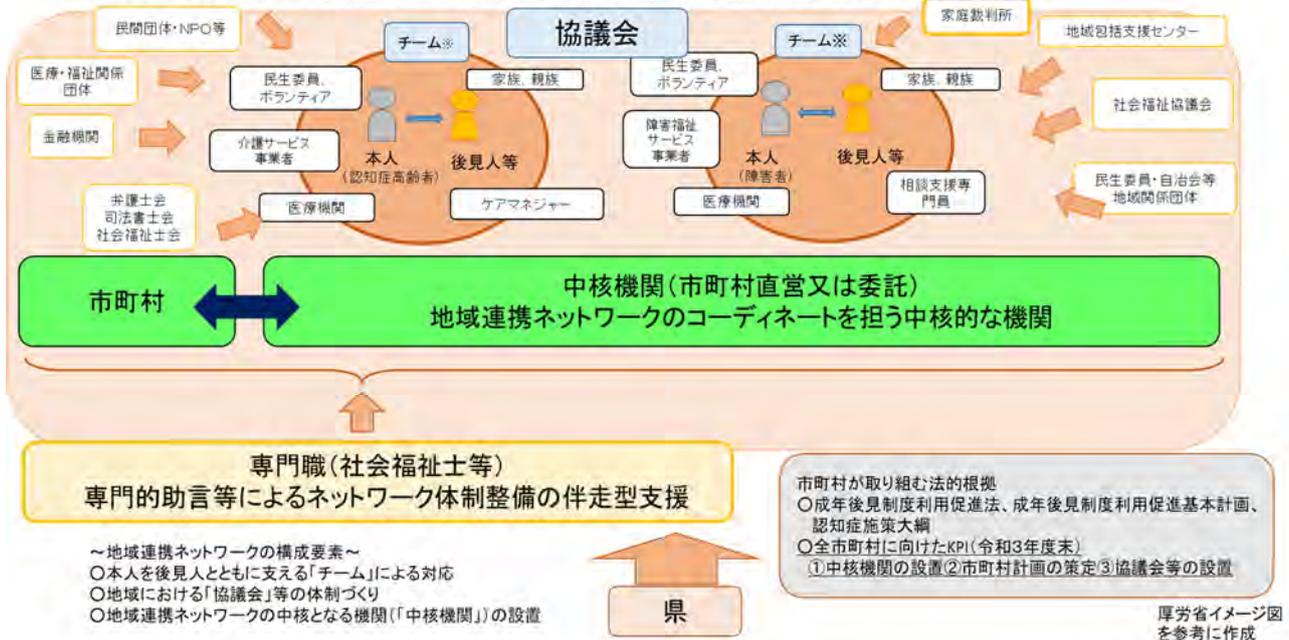
- 市町村が行う成年後見制度利用促進に向けた体制整備の構築等を支援するため、専門職等と連携の上、必要な支援等を行います。
- 制度を担当する市町村等職員の資質向上等を図るための取組を行います。

- 適切な後見人の選任のために、担い手確保に向け、関係者と検討を行います。

### 地域連携ネットワークのイメージ

○ 全国どの地域においても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築する。

※ 地域連携ネットワークの機能 ①広報機能 ②相談機能 ③利用促進機能（マッチング）④後見人支援機能



### <具体的な取組・目標値>

- ① 福島県権利擁護推進会議の設置（再掲）  
外部有識者により構成する推進会議を設置し、虐待防止、身体拘束廃止及び成年後見制度を含む高齢者及び障がい者の権利擁護の推進に係る市町村支援や高齢者及び障がい者への対応等の課題解決に向け協議します。
- ② 成年後見制度利用促進体制整備等に係る市町村支援  
成年後見制度利用促進体制整備のための地域連携ネットワークづくりを目指し中核機関の整備等を行う市町村支援のため、社会福祉士等の専門職を派遣し、体制整備に関する相談や個別事案対応への助言等の支援を行います。
- ③ 成年後見制度市町村担当職員研修  
成年後見制度を担当する市町村職員を対象に、資質の向上を図るための研修を実施します。
- ④ 市町村長申立てに関する研修  
成年後見制度を担当する市町村職員を対象に、市町村長申立ての適切な実施を図るための研修を実施します。
- ⑤ 意思決定支援研修  
後見人等や市町村職員をはじめ、意思決定支援に関わる方を対象に、意思決定支援の考え方が浸透するよう研修を実施します。
- ⑥ 担い手の確保・育成等の推進  
市民後見人や法人後見の担い手の確保等に向け、関係者とともに、市町村支援や研修等の実施について、検討を行います。

事業・施策等名	目標・指標名	現況値 (令和4年度)	指標・目標値 (令和8年度)	備考
成年後見制度利用促進体制整備等に係る市町村支援	中核機関設置市町村数	27市町村	59市町村 ※令和6年度	成年後見制度利用促進基本計画
成年後見制度利用促進体制整備等に係る市町村支援	計画策定市町村数	36市町村	59市町村 ※令和6年度	成年後見制度利用促進基本計画

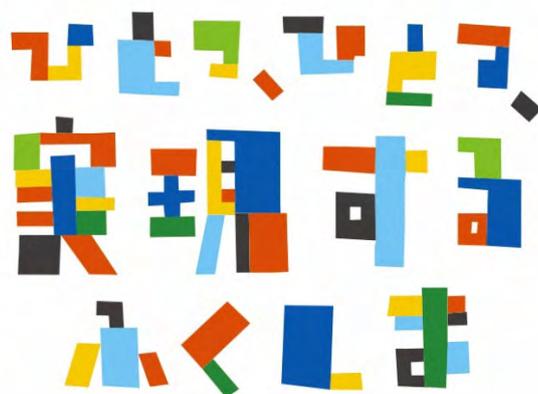


(権利擁護抜粋)

**第 7 期福島県障がい福祉計画**

**第 3 期福島県障がい児福祉計画**

**(素案)**



令和 6 年 3 月

福 島 県

## 2 障がいのある方に配慮した施策

### (1) 地域共生社会の実現に向けた取組

- 地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人一人の暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、地域の実情に応じた柔軟なサービスの確保等を推進します。
- 「手話は言語である」との共通認識の下、県民の理解と共生社会の実現に向けて制定した「手話言語条例」の趣旨を踏まえ、手話の普及を推進していきます。

### (2) 障がい者等の芸術文化活動・障がい者スポーツの普及による社会参加等の促進

- 「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」を踏まえ、障がいのある方が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がいのある方が個性や能力を発揮し、社会参加が促進されるよう努めます。
- 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を推進します。
- 障がいのある方が身近な場所でスポーツに触れられる機会を提供するため、各種スポーツ教室を開催するとともに、指導者を養成するなど、スポーツを通じた社会参加の促進に努めます。

### (3) 障がいを理由とする差別の解消の推進

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）を踏まえ、県、市町村等は「職員対応要領」を策定し、障がいのある方への適切な対応に努めるとともに、関係機関と連携を図り、障がいを理由とする差別の解消に取り組みます。
- 障がい者差別の解消に向けては、県民一人一人の理解と協力が必要であることから、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すため制定した「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい福島県づくり条例」の趣旨を踏まえ、県民が一丸となって推進していきます。

### (4) 障がい者虐待の防止、養護者に対する支援

- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）においては、国や地方公共団体、障害者福祉施設従事者等、使用者などに障がい者虐待の防止等のための責務を課すとともに、虐待を受けたと思われる障がいのある方を発見した者に対して通報義務を課しています。

県では、リーフレット及びホームページ等により、法の理念について、県民への周知徹底を図るほか、通報に対して迅速かつ的確に対応できる人材の育成、虐待防止のための行政職員（国、県、市町村）、障がい者支援施設等の管理者・介護職員等を対象とした研修を実施し

ます。

- 障害者虐待防止法の施行に伴い、福島県障がい者権利擁護センターを設置し、虐待の通報、相談を受けるとともに、各市町村に設置された障がい者虐待防止センター等と連携し、虐待を受けた障がい者及び養護者に対する支援等を行います。
- 地域の実情に応じて、高齢者や児童の虐待防止に対する取組を行う機関とも連携しながら、効果的な体制の構築が図られるよう支援します。

**【県内における障がい者虐待の発生状況】**

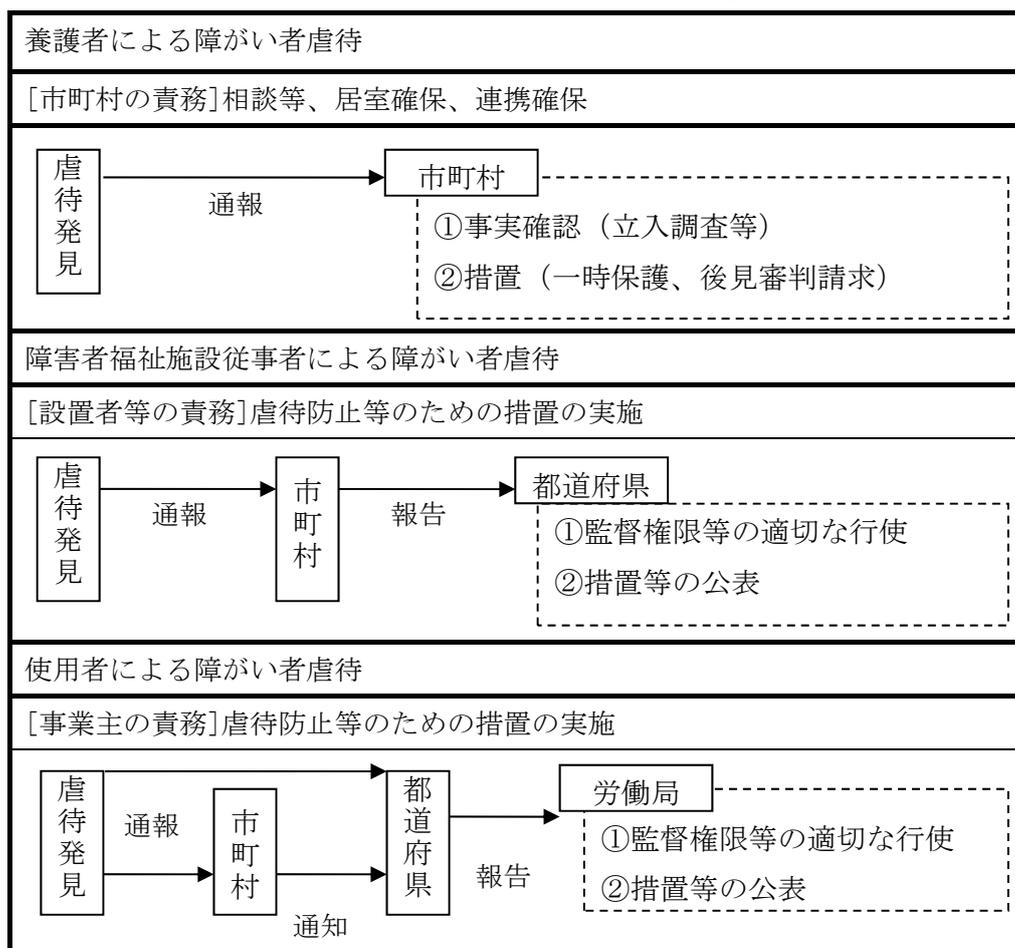
		30年度 実績	元年度 実績	2年度 実績	3年度 実績	4年度 実績
養護者による もの	通報・届出件数	38	59	91	73	97
	うち虐待認定	16	29	42	38	40
福祉施設従事 者によるもの	通報・届出件数	14	14	17	22	32
	うち虐待認定	5	8	2	6	10

**障がい者虐待の分類**

区 分	内 容
身体的虐待	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある）
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。
放棄・放置 (初 <sup>レ</sup> 外)	食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話をしないこと、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせないこと、などによって障がいのある方の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだますなどして）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。

※「障害者虐待防止マニュアル」（NPO 法人 PandA-J）を参考に作成

### 【障がい者虐待防止等のスキーム】



#### (5) 成年後見制度の利用促進

- 認知症や知的障がい・精神障がい等の理由で判断能力が十分でない方の権利を守るため、市町村は、成年後見制度利用促進法及び第二期成年後見制度利用促進基本計画に基づき、令和6年度までに市町村計画の策定と中核機関及び協議会の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに取り組むよう求められています。令和4年度末時点において、市町村計画の策定は36市町村、中核機関の設置は27市町村となっています。
- 市町村が行う成年後見制度利用促進に向け、外部有識者により構成する福島県権利擁護推進会議を設置し、虐待防止、身体拘束廃止及び成年後見制度を含む高齢者及び障がいの権利擁護の推進に係る市町村支援や高齢者及び障がいのある方への対応等の課題解決に向けた協議を行います。

#### (6) 障がい者等による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ICT機器は障がいのある方の情報障壁の軽減に有効であり、その活用促進を図る必要があります。ICTサポートセンターの設置やパソコンボランティアの派遣等により、障がいのある方のICT機器の利用機会の拡大や活用能力の向上を図ります。
- 意思疎通を図ることに支障のある方に対して、手話通訳や要約筆記、点訳や音訳など、障がい特性に応じたコミュニケーション支援を行います。

**(7) 意思決定支援の促進**

- 意思決定支援の質の向上を図るため、相談支援専門員やサービス管理責任者の研修の機会を通じて、意思決定支援ガイドライン等を活用した研修を実施するとともに、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者に対して普及を図るよう努めます。



# 日常生活自立支援事業の利用状況等について

(令和5年度第2回福島県権利擁護推進会議)

日時：令和6年1月24日（水）14：00～16：00

会場：杉妻会館 3階 百合及びオンライン（Zoom）

社会福祉法人 福島県社会福祉協議会

## 日常生活自立支援事業（あんしんサポートとは）

### 1. 創設の背景

- (1) 介護保険制度や障害者自立支援法等に伴い、福祉サービスが「措置から契約」に移行した。
- (2) 生活に困難を抱えた方が地域で暮らしていくために、さまざまな福祉サービスを利用することが重要である。
- (3) 民生委員やホームヘルパー等の善意は援助権限が与えられていないため、金銭上のトラブルがあった。
- (4) 親族等による搾取等の経済的虐待、悪質商法等の被害防止。

### 2. 法的には

社会福祉法で「福祉サービス利用援助事業」として第二種社会福祉事業に位置づけ。

【社会福祉法】第2条第3項の12（福祉サービス利用援助事業）

精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスの利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。

### 3. いつから

平成11年10月制度発足。

### 4. 事業内容

認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等の判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する情報提供、助言、手続きの援助、利用料の支払い等福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を行う。

### 5. 愛称名（福島県の場合）

「あんしんサポート」公募により平成21年度から。

### 6. 実施体制

県内、全ての市町村社会福祉協議会で実施。（平成23年から）

# 主なサービスの内容

## ① 福祉サービスの利用援助(基本サービス)

② 日常的金銭管理  
サービス  
(付加サービス)

③ 書類等の預かり  
サービス  
(付加サービス)

※ご自身の状況に合わせて②③を選択できます。

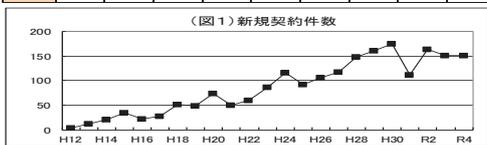
3

## 令和4年度 あんしんサポート（日常生活自立支援事業）統計資料 令和5年3月31日現在の状況

### 1. 利用者の推移

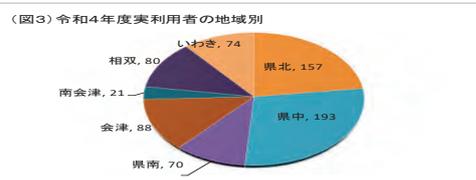
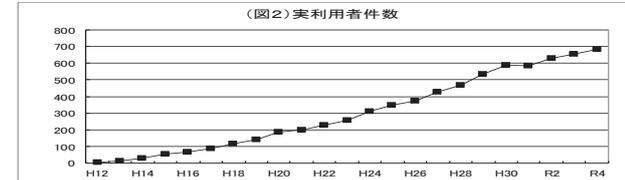
#### (1) 新規契約件数の推移

年度	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	合計
件数	4	12	21	34	22	28	51	49	74	50	60	86	116	92	106	117	148	161	175	112	164	151	151	1,984
県北	17	13	29	20	26	24	33	45	42	25	20	27	29	350										
県中	14	26	38	30	24	32	46	43	62	45	74	46	38	518										
県南	5	13	18	6	7	16	9	10	10	12	10	20	19	155										
会津	5	11	11	11	21	16	16	18	14	5	17	25	31	201										
南会津	3	6	6	6	1	5	4	4	2	3	4	4	52											
相双	9	7	10	8	9	8	17	16	15	13	22	16	21	171										
いわき	7	10	4	11	18	16	23	25	28	10	18	13	9	192										



#### (2) 実利用者件数の推移

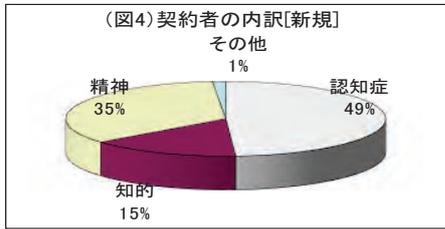
	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
県北	1	6	12	20	30	34	39	45	47	52	62	59	76	87	97	104	116	140	159	159	151	155	157
県中	1	1	7	8	10	11	16	16	29	38	44	54	79	89	88	101	117	129	152	161	190	195	193
県南	0	0	0	1	2	7	13	21	26	29	34	42	50	42	38	44	44	48	51	57	56	64	70
会津	0	3	8	13	9	10	19	23	33	31	35	44	42	52	58	70	64	66	70	56	59	69	88
南会津	1	1	1	4	4	6	12	14	17	13	14	17	19	23	21	18	18	20	21	22	23	20	21
相双	1	1	0	4	6	9	9	8	11	12	14	11	17	23	26	31	43	51	55	54	70	73	80
いわき	0	1	1	5	6	9	8	16	23	26	26	30	27	34	45	58	67	79	82	75	81	78	74
計	4	13	29	55	67	86	116	143	186	201	229	257	310	350	373	426	469	533	590	584	630	654	683



## 2. 利用者の概要

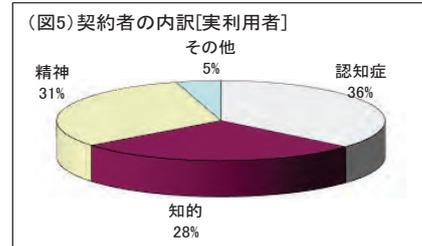
### (1) 契約者の内訳[令和4年度新規利用者]

	認知症	知的	精神	その他	合計
件数	74	23	52	2	151



### (2) 契約者の内訳[実利用者]

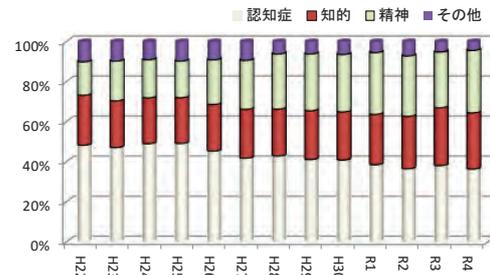
	認知症	知的	精神	その他	合計
件数	248	192	213	30	683



### (3) 実利用者内訳の推移

	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知症	110	121	152	172	169	178	201	219	241	225	230	249	248
知的	57	60	71	80	87	104	110	130	142	147	165	189	192
精神	38	51	59	64	83	104	129	151	169	180	190	182	213
その他	23	25	28	34	34	40	29	33	38	32	45	34	30
計	228	257	310	350	373	426	469	533	590	584	630	654	683

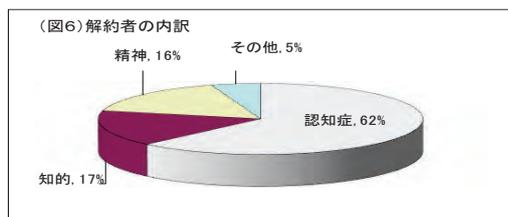
### (図5) 実利用者内訳の推移



## 3. 解約者の状況 (令和4年度)

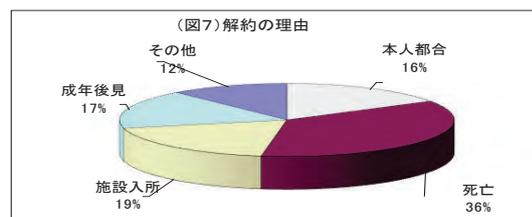
### (1) 解約者の内訳

	認知症	知的	精神	その他	合計
件数	76	20	20	6	122



### (2) 解約の理由

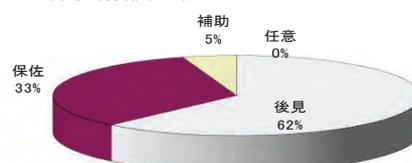
	本人都合	死亡	施設入所	成年後見	その他	合計
件数	20	44	23	21	14	122



### (3) 成年後見制度移行状況

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	計
解約数	37	33	58	63	52	83	64	105	97	118	118	127	122	1195	
うち															
成年後見制度移行	1	4	5	12	10	14	11	23	18	19	27	26	12	21	203
後見	1	3	5	11	6	10	6	16	14	12	17	5	7	13	126
保佐	0	1	0	1	3	3	4	5	4	5	7	16	3	7	59
補助	0	0	0	0	1	1	1	1	0	2	2	5	1	1	15
任意	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	3

### (図8) R4成年後見制度移行内訳



## あんしんサポートから成年後見制度へ

あんしんサポートの利用者の中には、

施設入所や病院等入院の契約  
多額の資産の管理の必要性  
判断能力の著しい低下等

により、成年後見制度利用につなぐケースがある。

令和2年度 = 26件 令和3年度 = 12件 令和4年度 = 21件

7

### 日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との 連携の在り方等についての調査研究事業報告書より

令和3年3月 公益社団法人 日本社会福祉士会

## 2. 成年後見制度への適切な移行の際の課題(主な回答)

- ◇市区町村長による申立てが必要だが、手続きが進まない。
- ◇どの時点で移行してよいか判断が難しい。
- ◇家族が成年後見制度の利用を希望していない。
- ◇申立てにかかる経費を負担する資力がなく、または経費負担が大きい。
- ◇申立人が見つからない。
- ◇申立てのための必要な書類等の作成が難しく、準備できない
- ◇判断能力の低下があるのに支援関係者が移行の必要性を理解しようとしにくい。

※その他、「本人の意思決定に時間がかかる」「権利擁護センター等、成年後見につながる機関がなく、申請の道筋がない。」など、申立てにつながらないケースも課題となっている。

## 日常生活自立支援事業における主な課題

### ①役割の明確化と理解促進

福祉事務所ケースワーカーやケアマネジャー等の関係機関との連携において、本事業が単なる「金銭管理」を行う事業と理解されていたり、生活費の使い過ぎを防ぐ目的で、生活保護受給のための条件のように利用されている例もみられる。

### ②包括的な支援体制との連動・社協内の理解と連携の促進

#### ～支援の質の向上・社会の変化への対応～

本事業の利用者も「金銭管理が上手くできない」ことばかりではなく、様々な課題を抱えている、また、本人とその家族も含め支援が必要な場合がみられる。

### ③総合的な権利擁護支援の展開に向けた仕組みづくり

地域における総合的な権利擁護支援の展開に向けて本事業と成年後見制度の連続性を高め、一人ひとりの状況に応じ適切な制度利用を選択できるようにしていくことが求められている。

9

## 課題への対応と包括的な支援体制との連動・社協内の理解と連携の促進 ～支援の質の向上・社会の変化への対応～

- ④本事業においても、複合的な課題を抱える世帯や精神障害がある利用者、依存症に苦しむ利用者への支援が課題となっており、生活支援員が担当することが困難で、専門員に大きな負担がかかる事例が増えている。
- ⑤キャッシュレス化が進む中、現金に比べてお金を使っている実感が乏しいために使いすぎが起りやすいなど、本人による家計管理が難しく、支援者側も支援に苦慮している。
- ⑥未婚率の上昇、家族関係の希薄化などにより、身寄りのない人や家族に頼ることができない人が増加する中で、利用者死亡後の預かり物の返還に関する課題等も増加している。



- ◇専門員が一人で対応するのではなく社協内や外部の支援者と連携し、チームを組んで対応する。
- ◇社協内の相談支援を担当する部門または社協全体で事例を検討すること。また、医療や司法、地域の専門職・専門機関の協力を得る。多職種連携・他機関協働の考え方が有効となる。**(「重層的支援体制整備事業」などを積極的に活用して行くことが重要)**
- ◇今後、本事業の展開と併せ総合的な権利擁護の展開を図るためには、社協内において職員のソーシャルワークのスキルアップを図るとともに、全職員が本事業の役割を理解し各部署間の連携(局内連携)による支援を強化していくことが必要。

10

No.	市町村社協	利用申込 延べ件数	うち契約 待ち件数	うち契約前 辞退件数 (R4~)	契約 延べ件数	うち当年度 新規契約 件数	解約 延べ件数	うち当年度 解約件数	実利用 件数
1	福島市	214	0	0	214	20	142	17	72
2	二本松市	77	0	1	76	1	49	3	27
3	伊達市	69	0	0	69	0	48	5	21
4	本宮市	45	0	0	45	6	18	1	27
5	桑折町	9	0	0	9	0	9	0	0
6	国見町	7	0	0	7	0	4	0	3
7	川俣町	20	0	0	20	2	14	1	6
8	大玉村	8	0	0	8	0	7	0	1
県北合計		449	0	1	448	29	291	27	157
9	郡山市	337	1	1	335	11	237	20	98
10	須賀川市	57	0	0	57	6	34	7	23
11	田村市	56	0	0	56	8	34	5	22
12	鏡石町	17	0	0	17	2	13	3	4
13	天栄村	4	0	0	4	0	2	1	2
14	石川町	23	0	1	22	2	13	1	9
15	玉川村	3	0	0	3	0	2	0	1
16	平田村	12	0	0	12	3	7	0	5
17	浅川町	8	0	0	8	1	5	0	3
18	古殿町	5	0	0	5	1	4	0	1
19	三春町	26	0	0	26	2	17	3	9
20	小野町	33	0	0	33	2	17	0	16
県中合計		581	1	2	578	38	385	40	193
21	白河市	49	0	0	49	6	34	1	15
22	西郷村	40	0	0	40	6	25	2	15
23	泉崎村	2	1	0	1	0	1	0	0
24	中島村	13	0	0	13	2	8	2	5
25	矢吹町	22	0	0	22	0	15	0	7
26	棚倉町	31	0	0	31	4	21	4	10
27	矢祭町	9	0	0	9	0	5	1	4
28	塙町	24	0	0	24	1	11	2	13
29	鮫川村	4	0	0	4	0	3	1	1
県南合計		194	1	0	193	19	123	13	70
30	会津若松市	176	2	3	171	26	110	12	61
31	喜多方市	30	1	0	29	3	15	0	14
32	北塩原村	1	0	0	1	0	1	0	0
33	西会津町	17	0	0	17	0	16	0	1
34	磐梯町	7	0	0	7	2	4	0	3
35	猪苗代町	5	0	0	5	0	3	0	2
36	会津坂下町	15	0	0	15	0	11	0	4
37	湯川村	1	0	0	1	0	0	0	1
38	柳津町	0	0	0	0	0	0	0	0
39	三島町	0	0	0	0	0	0	0	0
40	金山町	0	0	0	0	0	0	0	0
41	昭和村	0	0	0	0	0	0	0	0
42	会津美里町	9	0	0	9	0	7	0	2
会津合計		261	3	3	255	31	167	12	88
43	下郷町	9	0	0	9	1	6	0	3
44	桧枝岐村	0	0	0	0	0	0	0	0
45	只見町	9	0	0	9	0	6	0	3
46	南会津町	62	1	1	60	3	45	3	15
南会津合計		80	1	1	78	4	57	3	21
47	相馬市	42	0	0	42	1	29	3	13
48	南相馬市	87	0	0	87	6	50	5	37
49	広野町	3	0	0	3	0	1	0	2
50	檜葉町	16	0	0	16	5	9	1	7
51	富岡町	5	0	0	5	1	2	0	3
52	川内村	11	0	0	11	4	5	2	6
53	大熊町	7	0	0	7	1	3	0	4
54	双葉町	7	0	0	7	1	2	1	5
55	浪江町	8	0	0	8	1	6	1	2
56	葛尾村	1	0	0	1	1	0	0	1
57	新地町	2	0	0	2	0	2	1	0
58	飯館村	6	0	0	6	0	6	0	0
相双合計		195	0	0	195	21	115	14	80
59	いわき市	237	0	0	237	9	163	13	74
県内合計		1,997	6	7	1,984	151	1,301	122	683

2023/3/31  
現在

市区町村高齢者福祉担当課・  
地域包括支援センターの皆様へ

# 身元保証等の高齢者サポート契約 をめぐるトラブルに注意

## その身元保証契約、本当に必要ですか？

**高** 齢者が、老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅、グループホームに入居しようとするときや部屋を借りようとするとき、身元保証人等が必要であるとして、身元保証事業者と身元保証等の高齢者サポートサービスを契約するよう求められることがあります。

しかし、身元保証事業者との契約をめぐるのは、

- 高額な契約料を求められた
- 内容がよく分からずに契約してしまった
- 解約時にお金が返還されない

等のトラブルが多く発生し、注意が呼びかけられ、

**市区町村等においては高齢者サポート事業に関する相談を適切に受けるように通知が发せられています。**

(厚生労働省老健局通知「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」  
<https://mitte-x-img.istsw.jp/roushikyo/file/attachment/303362/betten3.pdf>)



**身** 元保証人等に求められる役割のうち、利用料等の支払・緊急時の対応・死後事務対応（荷物の片づけや部屋の明渡し）などは、**成年後見制度、ホームロイヤー契約、死後事務契約等**で対応できる場合があります。

そこで、相談対応にあたっては、**身元保証事業者との契約が本当に必要か、内容が適切かの検討を行うよう助言しましょう。**

事前に検討することにより、事業者とのトラブルを防止することができます。

チェックリストを裏面に記載しました

# チェックリスト

**1つでも当てはまる場合には、  
契約前に弁護士にご相談ください。**

市区町村等が高齢者サポート事業の利用に関する助言をするためのチェックリストを作成しました。トラブルになりやすい項目をリストにしてありますので、一つでも当てはまる場合は以下の相談先にご相談ください。



1	<b>ご本人が契約の内容を理解できていない (認知症等の症状がある場合は特に注意)</b> <small>※身元保証事業者との契約は高度な認知能力を必要とする契約であるとして、ご本人の意思無能力を理由に、契約締結を無効とした裁判例があります(京都地裁令和2年6月26日判決)。</small>	<input type="checkbox"/>
2	<b>後見制度利用の予定がある</b>	<input type="checkbox"/>
3	<b>遺言作成、後見申立、医療同意ができるとうたっている</b> <small>※身元保証事業者がこれらの行為を行う権限はありません。なお、有料での遺言作成指導は弁護士法違反になる可能性があります。</small>	<input type="checkbox"/>
4	<b>必要のないサービスがセットでないと契約ができない</b> <small>※本人の死後に財産を身元保証事業者に贈与する契約が、公序良俗に反し無効であるとした裁判例があります(名古屋高裁令和4年3月22日判決)。</small>	<input type="checkbox"/>
5	<b>入会金・事務手数料の名目で高額を支払を求められている</b>	<input type="checkbox"/>
6	<b>サービス内容と利用料の関係がわかりにくい</b>	<input type="checkbox"/>
7	<b>契約を途中で解約できることの定めがない</b>	<input type="checkbox"/>
8	<b>契約が終了したときの返金について定められていない</b>	<input type="checkbox"/>
9	<b>預けたお金の保管方法、使途や残金の報告義務が定められていない</b>	<input type="checkbox"/>
10	<b>苦情申し出窓口が設けられていない</b>	<input type="checkbox"/>

**JFBA 日本弁護士連合会**

各弁護士会・高齢者・障害者に関する法律相談窓口

[https://www.nichibenren.or.jp/legal\\_advice/search/other/guardian.html](https://www.nichibenren.or.jp/legal_advice/search/other/guardian.html)

ご相談はお近くの弁護士会へ

# 誰もが安心して医療を受ける社会に

## —身元保証人は必要か—

### 「身元保証人等がないこと」は医療機関において 入院を拒否する正当理由にはなりません

厚生労働省は、身元保証人等がないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第19条第1項にいう「正当な事由」にならないことを示し、各都道府県に対し、このような事例に関する情報に接したときは適切な指導を求める通知を发出しています。（医政医発0427第2号/平成30年4月27日）

厚生労働省の地域医療基盤開発推進研究事業において公表された「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」<sup>(※1)</sup>は、身元保証人等がない場合においても、様々な社会資源を活用することによって、医療機関が身元保証人等に求める機能や役割に対応することが可能であることを示しています。様々な社会資源として、**成年後見人等**（保佐人や補助人においては療養看護や財産管理等の対応する代理権がある場合）や同様に対応する権限を持つ**任意後見人**が挙げられます。それらの職務を遂行する中で、医療機関が身元保証人等に求める役割のほとんどに対応することができます。

これは、**ホームロイヤー**が財産管理や死後事務委任等の契約を締結している場合も同様に考えられます。

※1 [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/miyorinonaihitohehotaio.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/miyorinonaihitohehotaio.html)（厚生労働省HPより）

### 医療機関が身元保証人に求める役割と成年後見人等の職務

#### ■ 入院費等に関すること

成年後見人等が財産管理の事務を行う中で支払いが可能であり、不払いの懸念はありません。

#### ■ 本人の退院・転院等の手配・入院中の物品の手配

成年後見人等が身上保護の事務を行う中で対応が可能です。

#### ■ 遺体・遺品の引取り

成年後見人は、死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産の保存に必要な行為をすることができること（民法873条の2）から対応可能です。また、死後の事務処理に関する委任契約を締結している場合はその契約により対応可能です。

#### ■ 緊急時対応

臨時の対応が可能な場合もあり、事前に、緊急時の対応について、本人および成年後見人等と協議して対応方法を決めておくことが出来ます。

#### ※ 医療同意

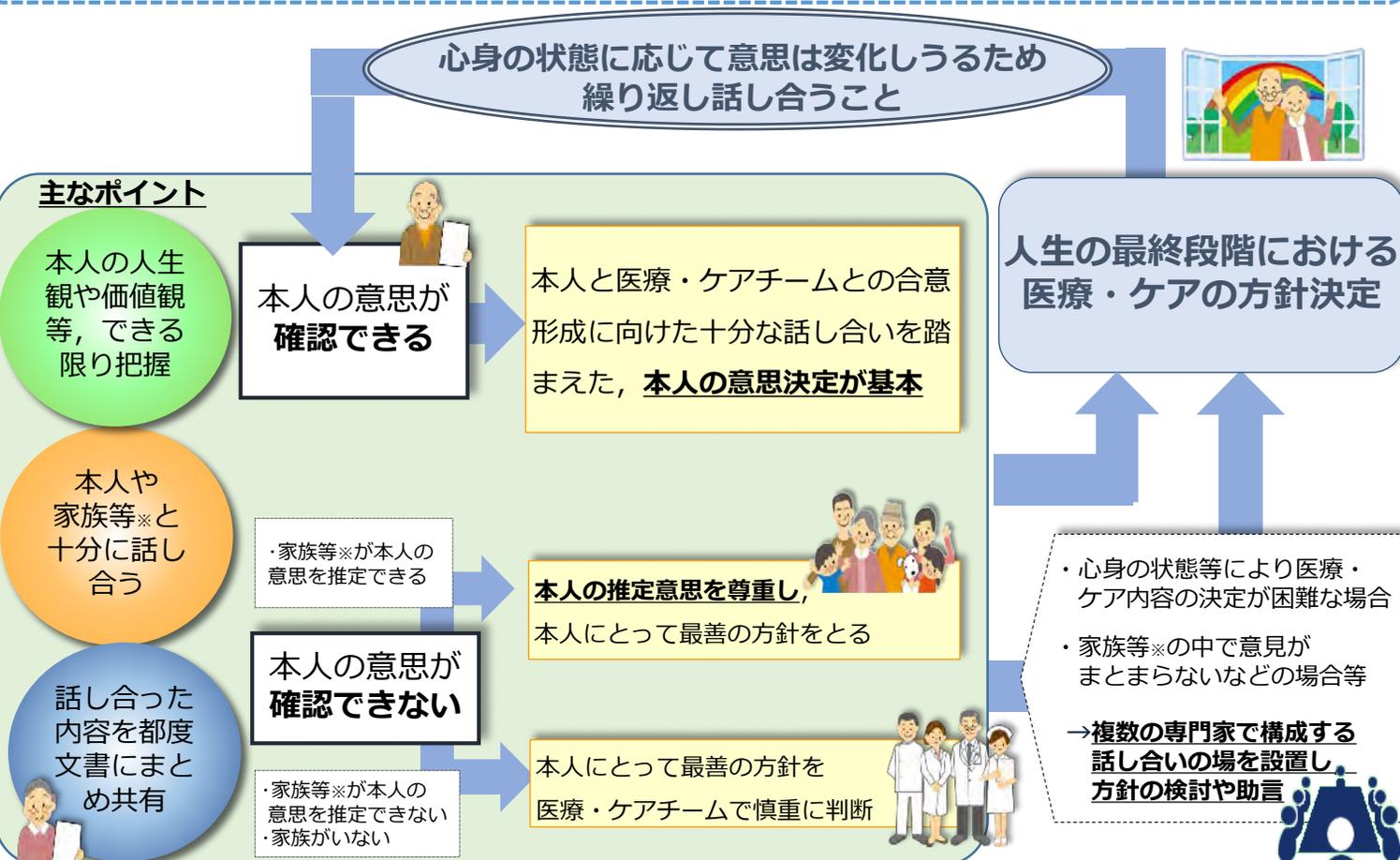
一身専属性が極めて強いものであるため、患者本人以外の方が同意できるものではないと考えられます。身元保証人や成年後見人等によっても対応が不可能なため、本人が医療に係る意思決定が困難であるときは「**人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン**」の考え方も踏まえて対応することが必要です。

人生の最終段階における医療・ケアの在り方について、医療従事者から適切な情報の提供と説明がなされ、それに基づいて**本人**が医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、**本人が意思決定することが基本**です。意思決定が求められる時点で本人の意思が確認できない場合、家族等が本人の意思を推定出来るときには、本人の推定意思を尊重して本人にとって最善の方針をとり、家族等が本人の意思を推定できないとき等には、医療・ケアチームで本人にとって最善の方針につき慎重な判断を行う必要があることなどが示されました。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000197665.html> (厚生労働省HPより)

## 「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」 における意思決定支援や方針決定の流れ（イメージ図）（平成30年版）

人生の最終段階における医療・ケアについては、医師等の医療従事者から本人・家族等へ適切な情報の提供と説明がなされた上で、介護従事者を含む多専門職種からなる医療・ケアチームと十分な話し合いを行い、本人の意思決定を基本として進めること。



※本人が自らの意思を伝えられない状態になる可能性があることから、話し合いに先立ち特定の家族等を自らの意思を推定する者として前もって定めておくことが重要である。  
※家族等には広い範囲の人(親しい友人等)を含み、複数人存在することも考えられる。

(平成30年度 厚生労働省委託事業)

人生の最終段階における医療体制整備事業より)

